

誓 約 及 び 承 諾 書

(確認されましたら、各項目の左側□に☑を記入してください。)

私は、放課後児童クラブ（以下、クラブという）入会にあたり、下記事項について確認し、承諾します。

下記事項を守らなかった場合や負担金を滞納した場合は、退会となっても異議ありません。

- ☐ ① クラブの負担金は、納期限内に納めます。滞納した場合は、クラブの利用制限や職場への電話、自宅訪問を行われても異議ありません。
- ☐ ② クラブ終了の１８時（延長利用は１９時）までに必ず迎えに行きます。迎えが１８時以降になる場合は、必ずクラブに連絡します。１９時を過ぎるお迎えが頻繁にある場合は、退会を命じられても異議を申し立てません。※クラブからの退室が１９時（土曜は１８時）までに済んでいる必要があります。
- ☐ ③ クラブを欠席する場合は、学校への欠席連絡とは別にクラブへ連絡をします。また、事前に届け出をしていない者が迎えに行く場合も連絡をします。
- ☐ ④ 長期休業期間の利用に変更があるとき、退会するときは、遅延なく（前月２５日までに）届け出ます。
- ☐ ⑤ 連絡先（携帯電話等）や勤務先が変わった場合、就労の契約が更新された場合は、クラブに連絡します。また、直ちに新しい就労証明書を提出します。
- ☐ ⑥ 児童の具合が悪いときや病気の回復期にあるときは、クラブには預けません。
- ☐ ⑦ 事前に届け出をした連絡先で連絡が取れない場合は、勤務先に連絡があることについて承諾し、児童クラブ支援員からお迎え要請があった場合は、速やかに対応します。
- ☐ ⑧ クラブからの非常時の連絡を受けるため、安心メール等の登録を行います。
- ☐ ⑨ 児童クラブ支援員は、宿題等については声かけのみで、学校や学習塾のように学習（宿題）指導は行わないことについて了解します。
- ☐ ⑩ 持ち物には名前を書き、高価なものや無くなっては困るものは持たせません。
- ☐ ⑪ 児童が器物等を破損したときは、原則、保護者が負担します。
※児童により器物等を破損したときは、入会時に加入するスポーツ安全保険で対応できる場合もありますが、その場合も一度お支払していただいた後での保険適用分の請求となります。
- ☐ ⑫ 月途中での入会・退会となる場合、おやつ代は日割りとなりますが、負担金の返金はありません。
- ☐ ⑬ 申請に虚偽があった場合、クラブの運営に支障を及ぼすような事態を引き起こした場合は、異議なく退会します。
- ☐ ⑭ クラブでお預かりするうえで必要な児童の個人情報、学校と共有することについて承諾します。
(通級指導教室、特別支援学級の情報も含む)

多 久 市 長 様

年 月 日

(児童氏名)

(保護者)

⑥

※内容を必ず確認のうえ署名・捺印を行ってください。

※児童一名につき一枚記入して下さい。